

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 22 日付鳥取県告示第 86 号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

羽田財三郎	西伯郡伯耆町金屋谷字水無原 4 の 1
影山 さた	〃
影山栄治郎	〃
影山音治郎	〃
影山 勘重	〃
影山代五郎	〃
影山又三郎	〃
影山 民蔵	〃
影山 隆治	〃
影山 隆蔵	〃
亀尾長三郎	〃
景山政治郎	〃
戸田延一郎	〃
戸田亀治郎	〃
戸田 俊録	〃
戸田友三郎	〃
松原 万蔵	〃
松本 憲治	〃
松本 正良	〃
上田政三郎	〃
斉木 一雄	〃
船越 浩	〃

船越順治郎	〃
船越梅三郎	〃
池本半治郎	〃
池本米三郎	〃
入江 栄作	〃
入江元治郎	〃
入江幸治郎	〃
入江作治郎	〃
入江 作重	〃
入江 春彦	〃
入江松五郎	〃
入江 通治	〃
入江友治郎	〃
小泉 澄彦	西伯郡伯耆町金屋谷字榭水高原 793 の 52
砂口 理重	西伯郡伯耆町岩立字榭水高原 4 の 2
森田 菊蔵	〃
森田長四郎	〃
森本 滋松	〃
深田 永重	〃
西村 延政	〃
西村 温興	〃
西村亀太郎	〃
足立重三郎	〃
足立 慎一	〃
足立帙四郎	〃
村尾 勘市	〃
村尾久次郎	〃
村尾源次郎	〃
田渕 久子	〃
田渕 作治	〃
土谷 浪子	西伯郡伯耆町岩立字榭水高原 4 の 9
砂口 理重	西伯郡伯耆町岩立字榭水高原 4 の 24
森田 菊蔵	〃

森田長四郎	〃
森本 滋松	〃
深田 永重	〃
西村 延政	〃
西村 温興	〃
西村亀太郎	〃
足立重三郎	〃
足立 慎一	〃
足立庸四郎	〃
村尾 勘市	〃
村尾久次郎	〃
村尾源次郎	〃
田淵 久子	〃
田淵 作治	〃
二宮 建	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 5 の 6
大杖正太郎	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 8 の 6
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 9 の 9
石崎 潔	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 16
松田 康弘	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 36
坂本 利秀	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 80
森田 重業	〃
足立 好	〃
高橋 慶蔵	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 93
松田 康弘	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 117
石崎 潔	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 119
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 120
〃	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 121
足立 礎	西伯郡伯耆町岩立字榑水高原 12 の 184
羽田財三郎	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1068 の 1
影山 きよ	〃
影山 さた	〃
影山乙次郎	〃
影山庄太郎	〃

影山代五郎	〃
影山又三郎	〃
影山 民蔵	〃
戸田安一郎	〃
戸田 雅雄	〃
松原 万蔵	〃
松本清三郎	〃
上田政三郎	〃
斉木フデノ	〃
船越梅三郎	〃
船越 懿治	〃
池本 官	〃
池本 正治	〃
入江 栄作	〃
入江 賢運	〃
入江 春彦	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 1
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
熱海 孝治	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 2
由良ハルミ	〃
由良 正治	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 3
松本 源市	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
松本 良智	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 13
笠原かおり	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 44
田中 寔	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 69
三島 一久	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 70
石原 弘子	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 84

由良ハルミ	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 85
由良 通子	〃
由良ハルミ	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 86
由良 通子	〃
池内 昭夫	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 89
上杉 洋子	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1069 の 103
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1072
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃
松原 登	西伯郡伯耆町大内字榑水高原 1073
松本 源市	〃
松本 達則	〃
松本 良智	〃
神庭 信夫	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課